

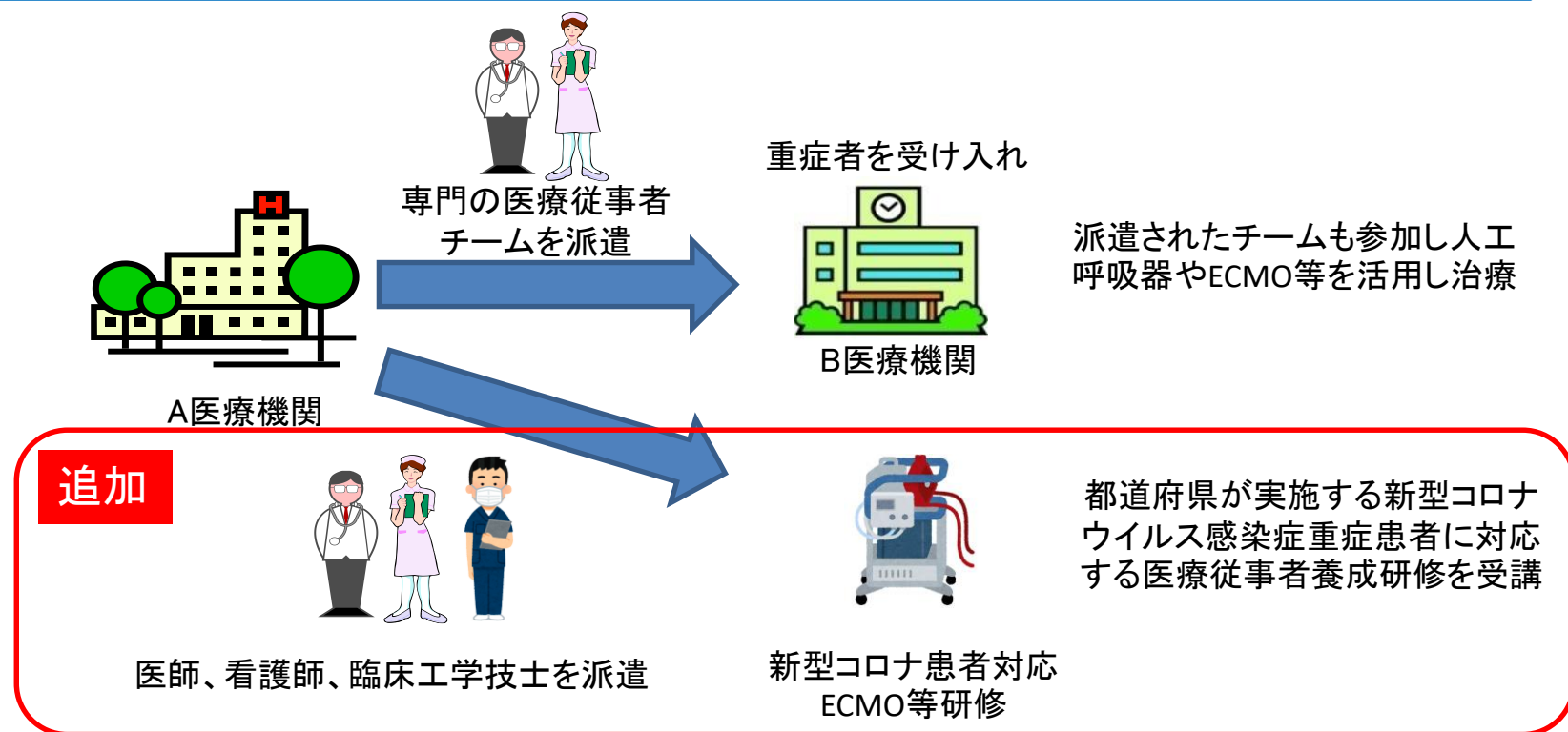
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

別添2

事業目的・内容

○ 重症者に対して専門性が高い医療機器(人工呼吸器やECMO等)による治療を行える人材は限られている中で、重症者に対応可能な体制を確保するため、専門の医療従事者チームを重症者の治療を行う入院医療機関に派遣するために必要な経費を支援する。

(追加) 都道府県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修に医師、看護師、臨床工学技士を派遣した場合も対象に含まれる



※対象経費: 派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医師等の旅費・宿泊費等

上限額: 医師 1人1時間あたり 7,550円、医師以外の医療従事者 1人1時間あたり 2,760円

(重点医療機関に派遣する場合)

医師 1人1時間あたり 15,100円、医師以外の医療従事者 1人1時間あたり 5,520円

※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。